

平成 年度青森県沖合海域における小型いかつり漁業（するめいか）の
許可等の取扱方針（県内船）

平成14年4月11日制定
平成18年2月 7日一部改正
平成19年2月 9日一部改正

（目的）

第1 この方針は、青森県沖合海域において、するめいかの採捕を目的としてこの漁業を営む者の許可等について必要な事項を定める。

（許可の申請）

第2 この漁業の許可を受けようとする者は、青森県海面漁業調整規則（昭和43年2月青森県規則第11号。以下「規則」という。）第8条に規定する申請書に、次に掲げる書類を添えて申請すること。

- 一 所属漁業協同組合長の副申書
- 二 用船の場合は、漁船使用承諾書（漁船所有者の印鑑証明書を添付）
- 三 共同経営の場合は、代表者選定届（印鑑証明書添付）
- 四 法人にあっては、定款及び登記事項証明書
- 五 事業計画書
- 六 その他知事が必要と認めた書類

（操業区域）

第3 操業区域は、次のとおりとする。

- 一 日本海海域東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点を結ぶ直線以西の日本海における青森県沖合海域
- 二 津軽海峡海域
東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点を結ぶ直線、下北郡尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結ぶ直線及び陸岸により囲まれた海域における青森県沖合海域
- 三 太平洋海域
下北郡尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結ぶ直線以東の太平洋における青森県沖合海域

（許可の対象者）

第4 許可の対象者は、青森県内に住所を有する者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 前年度において当該漁業の許可実績を有する者
- 二 その他知事が特別に認めた者（平成2年度から平成4年度までに実施した中型いかつり漁業生産構造再編推進事業並びに平成12年度及び平成13年度に実施した中型いかつり漁業構造再編対策事業による減船者並びにその者が実質上当該漁業の経営を支配するに至る者）

るおそれがある者を除く。)

(許可等の対象漁船)

第5 許可の対象漁船は、青森県知事の登録を受けた漁船とする。

(操業期間及び許可期間)

第6 操業期間は、5月21日から翌年1月31日までとし、許可期間は1年以内とする。

(許可をしない場合)

第7 この漁業において漁業に関する法令に違反して処分を受けた者が申請した場合、又はその者と共同でこの漁業を営もうとする者が申請した場合、許可しないことがある。

(制限又は条件)

第8 許可にあたって、次の制限又は条件をつける。

- 一 船橋楼両側面の上部に別記様式による標識を表示すること。
- 二 日本海海域で操業する場合、めばるさし網漁業及びさめさし網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から500メートル以上離れて操業しなければならない。
- 三 太平洋海域で操業する場合、むつ小川原港の港域においては操業してはならない。

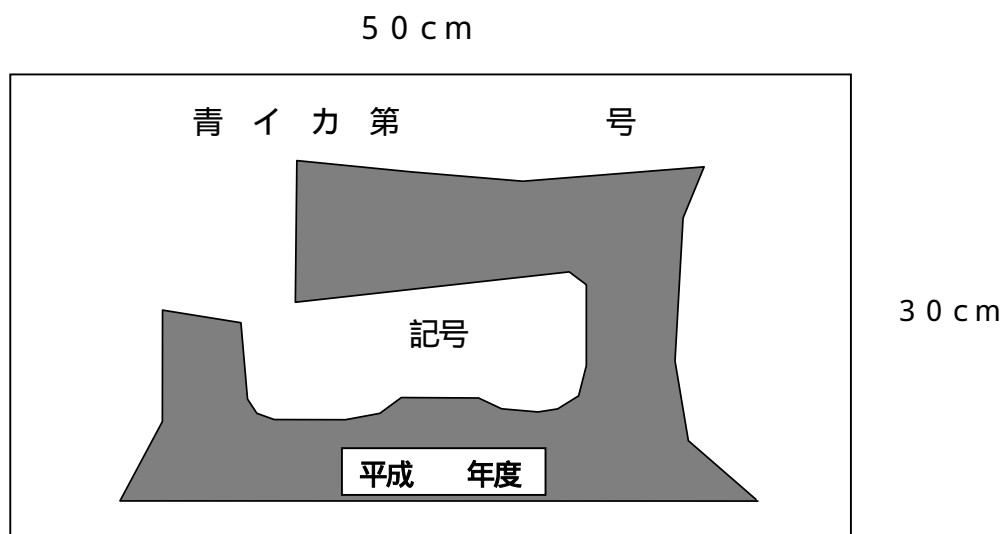
(許可番号の表示)

第9 規則第13条による許可番号の表示は、別記様式によるものとする。

附則 この方針は、平成14年4月11日から施行する。

別記様式（許可番号の表示及び船体標識）

下記様式の番号ステッカーにより許可番号及び船体標識を表示するものとする。



備考

- 1 斜線の部分は、色とし、大きさは、縦16cm、横23cmとする。
- 2 斜線部分以外は、白色とする。
- 3 文字は、黒色とし、大きさは縦横それぞれ3.5cm以上、間隔は1cm以上とする。

許可を受けた操業区域と記号の対応

全海域：全

2海域

日本海海域と太平洋海域：日 - 太

日本海海域と津軽海峡海域：日 - 津

津軽海峡海域と太平洋海域：津 - 太

1海域

日本海海域：日

津軽海峡海域：津

太平洋海域：太